

【協議事項】

No.13 本会議における議員 1 人当たりの質疑・質問時間の平等化について
(会派年間持ち時間制の導入について)

【議事運営に関する提案】

本会議での議事運営は (1) → (2) → (3) の順で行う。

(1) 会派質疑

大会派順とする。(現行の代表質疑と同様とする)

(2) 質疑(代表質疑及び会派質疑を除くもの)

議会運営委員会において抽せんで決定する。(現行どおり)

(3) 一般質問

議会運営委員会において抽せんで決定する。(現行どおり)

【当初提案に対する補足】

現在の本会議における質疑・質問時間は、会派間の公平性に着目して決められたものと認識しているが、議会基本条例においては、議会の運営について、「議員平等の原則に則り民主的で円滑な運営を推進する」とされている。

よって、次のとおり、本会議における議員 1 人当たりの質疑・質問時間の平等化を図るもの。

なお、本提案は、会派の年間持ち時間の算定方法を、議員 1 人当たりの年間持ち時間を基礎とする方法に変更するものであり、本会議における質疑・質問は、従来どおり会派単位で行うものである。

- (1) 議員 1 人当たりの質疑・質問の年間持ち時間を 90 分とし、会派に所属議員数分の時間を年間持ち時間として付与する。
- (2) 各定例会における質疑・質問者数の均等化を図るため、定例会ごとに各会派の発言者数に上限を定める。
- (3) 議員 1 人の 1 回の質疑・質問時間は 30 分を基本とする。ただし、会派の持ち時間の範囲内で、これを 60 分とすることができる。
- (4) 各定例会に割り振られた発言者数の範囲内で、質疑・質問のいずれにも使用できる。(補足)